

地区委員部の地区別に関する規程

1. この規程は四日市市立富田小学校PTA会則第十二条に基づき、地区委員部の地区別に関する事項を定める。
 2. 地区委員部の12地区及び4ブロックは、次のように定める。
 - (1) いかるがブロック
北いかるが1区、2区、3区、4区、
四五六町、丸の内1区、2区、3区、
富田栄町、西富田、
 - (2) 茂福ブロック
茂福東・北、茂福西、茂福南・中1、
茂福中2、田村町、
北村1区、2区、3区、4区、5区、
富田浜、
 - (3) 高ブロック
古川町、南町、
中町、宮町、代官町、
西町1区、2区・3区東、3区西、
4区・5区、
 - (4) 浜ブロック
浜元町
南・中・北納屋、片町・城町、
南魚町・寺町、旭町、
本町・北魚町・中川町、
天神町・蛭子町、新町1区・2区、
 3. 地区委員は、地区の会員より互選する。
 4. 地区委員に転出などにより移動が生じた場合は、状況により常任委員会に諮る。
 5. 地区委員の町別の部員数については、児童数15人で1名を選出する。
同一年度内の町別の部員数は、各町の児童数に増減が発生しても変えないものとする。
但し、地区の事情・状況により地区内会員の合意があれば、この限りではない。
- 附則
1. この規程を改正し、平成15年4月25日より実施する。
 2. この規程の一部を改正し、平成16年4月20日より実施する。
 3. この規程の一部を改正し、平成17年4月18日より実施する。
 4. この規程の一部を改正し、平成18年4月17日より実施する。